

2-6 乗り入れ部の構造

2-6-1 乗り入れ部の標準形状

1. 乗り入れ部では、2-7-2で規定する横断勾配を満足する有効幅員を2m以上確保することを原則とする。
2. 乗り入れ部では、一部すり付け縁石を設置することを原則とする。【解説1】
3. 路肩部に設置される街渠エプロン部の勾配は6%を標準とする。

歩道等に乗り入れ部がある場合においても、あくまでも歩行者等の通行を優先すべきであることから、平坦な歩道等としなければならない。このため、必要最低限の有効幅員や縁石形状等について規定した。

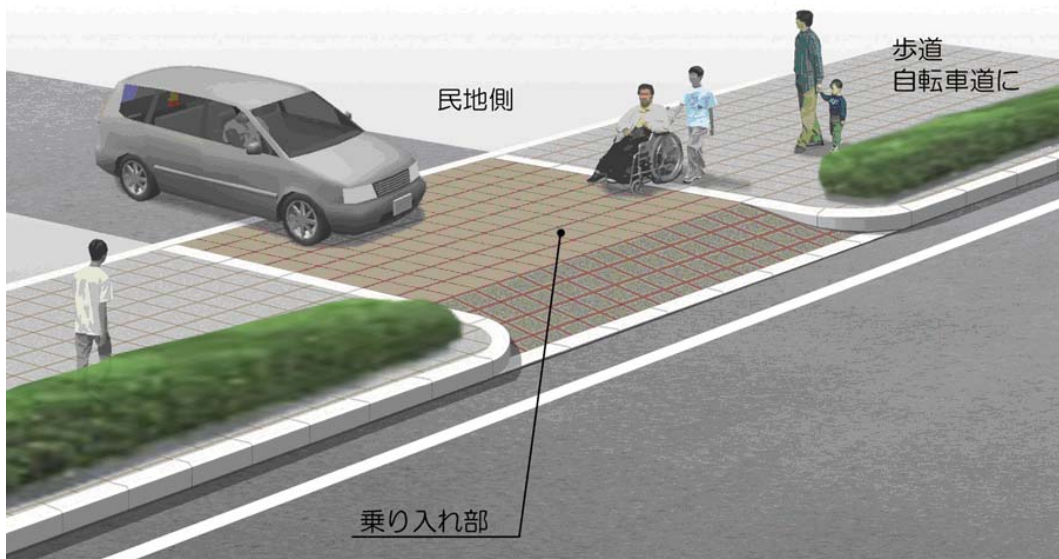


図2-6-1 有効幅員確保の状況

【解説 1】 乗り入れ部の縁石について

セミフラット形式や広幅員マウントアップ形式の歩道では、歩道の有効幅員に影響がないため、一部すり付け縁石（B3型）を使用することとした。それ以外のマウントアップ形式歩道は「2-6-2 マウントアップ形式における乗り入れ部の処理」による。

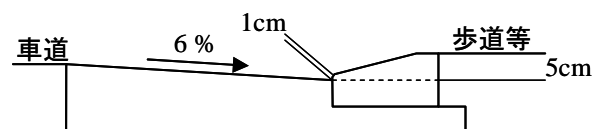


図2-6-2 一部すり付け縁石の構造